

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（994））
2. 日 時：平成30年5月30日 13時40分～16時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、関根技術研究調査官、矢野審査チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副室長 他8名

東北電力株式会社：原子力部(原子力設備) 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部(原子力設備) 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、5月25日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書関係】

<重大事故等時における環境条件を個別に設定するエリア>

- 放射線条件を個別に設定するエリアにおける線源からの距離について、設定の考え方を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 重大事故等時における環境条件を個別に設定するエリア
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-11【逃がし安全弁の環境条件の設定について】
- ・ 主蒸気管破断事故起因の重大事故当時を考慮した場合の影響について
- ・ 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-14【重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について】

- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-2【第14, 15, 38条に対する適合性の整理表（安全設備を含む設計基準対象施設の健全性評価）】
- ・ 自主対策設備の悪影響防止について
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-1【第54条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）】